

○阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会条例

令和5年3月30日

条例第7号

(設置)

第1条 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の適正化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、水道料金等の在り方について審議し、その結果を町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道又は下水道を使用する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の職務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前においては、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設経済部上下水道課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。